

年　月　日

保護者様

四街道市立四街道中学校長
(公印省略)

出席停止のお知らせ

1. 出席停止者　　年　組　　氏名：
2. 病　　名

お子様の病気は、学校保健安全法第19条に基づく基準によって、他の児童生徒に感染の恐れのある間は出席停止となります。出席停止期間の基準は下表の通りです。

登校時は医師記入の「登校許可証明書」を提出してください。

なお、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく、保健所からの「就業制限解除通知書」が発行された場合は、「登校許可証明書」の代わりとすることができます。

疾患名	出席停止期間の基準　※以下の基準に基づき医師が判断する
新型コロナウイルス感染症	治癒するまで
百日咳	特有な咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、頸下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風疹（三日はしか）	発しんが消失するまで
水痘（水ぼうそう）	全ての発しんが痂皮化するまで
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状の消退後、2日を経過するまで
結核	症状より感染させる恐れがないと判断されるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで
腸管出血性大腸菌感染症	病状が改善し、医師より感染の恐れがないと認められるまで
流行性角結膜炎（はやり目）	眼症状改善し、医師より感染の恐れがないと認められるまで
急性出血性結膜炎（アポロ病）	
溶連菌感染症	適切な抗生素治療後24時間を経て解熱し全身状態が良好となるまで
A型ウイルス性肝炎	主要症状が消失し、肝機能が正常化するまで
手足口病	解熱し、全身症状が安定するまで
ヘルパンギーナ	
伝染性紅斑（りんご病）	全身症状が安定するまで
マイコプラズマ感染症	感染力が強い急性期が終わった後、症状が改善し全身状態が安定するまで
感染性胃腸炎（ノロ・ロタ等）	下痢・嘔吐から回復し、全身状態が安定するまで
その他の感染症	病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで